

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付は妻が行った。年金手帳にも納付したことを示すメモを記載している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月ごろに払い出されたと推認され、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立人の妻は、51 年 9 月から 52 年 3 月までの保険料を社会保険事務所で一括納付し、52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を自治会による集金で納付したと主張しているとともに、年金手帳には、申立期間の一部について納付したことをうかがわせるメモが記載されていることから、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、申立人の妻が証言した集金人の氏名と A 市が回答した集金人の氏名が同じであるなど、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間当時、A事業所で社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の社員ではなく、C氏が事業主であったA事業所の社員であったと主張しているが、班長であるC氏の姓しか覚えていないため、A事業所の所在及びC氏のB社における勤務状況を確認することができないことから、申立人がA事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所の記録においては、A事業所という厚生年金保険の適用事業所は確認できず、同事業所に類似した名称の適用事業所についても確認できない。

さらに、申立人が挙げる同僚は、連絡先が不明のため申立人が勤務していた証言を得ることができない上、申立期間当時、B社に在籍していた従業員5人は、申立人の名前もA事業所も聞いたことが無いと証言している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、B社には、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録等の関連資料は無い上、社会保険事務所が保管する同社に係る資格取得日が昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 9 月 30 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 18 日から 33 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 18 日に A 事業所に入社し、37 年 4 月まで勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から、時期及び期間は特定できないものの、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間に A 事業所に勤務し、健康保険証を所持していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る事業所記号番号払出簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 6 月 1 日であること、及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険手帳記号番号の払出日は 33 年 6 月 18 日であることが確認できる。

また、申立人は、「最初の保険料を控除された際、社会保険事務担当者に控除額の確認を行った。」と主張しているが、当該事務担当者は、「A 事業所の前身である B 社が解散（昭和 32 年 5 月 31 日全喪）した後、昭和 33 年ごろに新たに設立された A 事業所において社会保険の事務を担当した。」と証言していることから、申立人の申立期間における A 事業所の勤務について確認できない。

さらに、申立期間において、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主が既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、複数の同僚からも、申立人が申立期間に勤務

していたとの証言や申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 5 月から 49 年 10 月まで A 社 B 支社に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社 B 支社の社員として勤務していたと主張しているが、同支社に、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、申立期間当時に同支社に勤務していた申立人と同じ職種の社員 8 人は、「申立人の勤務期間や申立人が厚生年金保険の被保険者であったか否かについて承知していない。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社及び同社 B 支社は、「申立人と同じ職種の社員については、昭和 48 年までは、厚生年金保険に加入させていない。」と回答しており、社会保険事務所の記録において、申立期間当時に同社 B 支社に勤務していた申立人と同じ職種の社員 9 人は、同支社における厚生年金保険の加入記録が 49 年 7 月 1 日となっている。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社 B 支社に係る資格取得日が昭和 48 年 3 月 9 日から 49 年 11 月 25 日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認

できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。